

○長浜市屋外広告物条例施行規則

平成24年3月1日規則第6号

改正

平成28年4月1日規則第66号

令和元年7月1日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市屋外広告物条例（平成23年長浜市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(適用除外の基準)

第3条 条例第8条第1項第5号及び第6号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が5平方メートル以内のものとする。

2 条例第8条第1項第8号に規定する規則で定める基準は、公共のために寄贈した施設又はくず箱、ベンチその他の物件にその寄贈者が添加する広告物で、その大きさは、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以内であって、5平方メートル以内のものとする。

3 条例第8条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が第1種地域（琵琶湖・余呉湖ゾーン）及び第2種地域（歴史・風致ゾーン）にあつては5平方メートル以内のもの、第3種地域（まちなか文化ゾーン）から第6種地域（その他）までの区域にあつては10平方メートル以内のものとする。

4 条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める基準は、表示面積が5平方メートル以内のものとする。

5 条例第8条第2項第8号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) はり紙又ははり札（これらに類するものを含む。）にあつては、表示面積が1平方メートル以下であること。

(2) 立看板（これに類するものを含む。）及び掲出物件（これらを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る。）にあつては、表示面積が2平方メートル以下であつて、地上からの高さが2メートル以下であること。

(3) 広告旗（これを支える台を含む。）にあつては、表示面積が2平方メートル以下であつて、長さが3メートル以下であること。

(4) 地色は、原則として高彩度のものでなく、かつ、蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。

(5) 表示者名又は管理者名及び連絡先が明示されていること。

(6) 表示し、又は掲出する場所又は施設等の管理をする者（管理をする者がいない場合にあつては、その所有者）の承諾を得て広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものであること。

(国又は地方公共団体の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による通知は、屋外広告物通知書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

(2) 色彩及び意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面

(4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 周囲の状況が分かるカラー写真

(公共的団体の指定)

第5条 条例第8条第4項に規定する別に定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 自治会、町内会その他これらに類する住民が組織する団体

- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び別表第2に掲げる公益法人等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める公共的団体（公共的団体の届出）

第6条 条例第8条第4項の規定による届出は、屋外広告物届出書（様式第2号）によるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出書について準用する。

（許可の申請）

第7条 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告物の種類
- (2) 広告物又は掲出物件の規模及び数量
- (3) 主要な材料
- (4) 表示（設置）期間
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による工作物の確認
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の占用の許可
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による道路の使用の許可
- (8) 表示（設置）に係る場所（区域）、条例上の地域区分及び土地（物件）の所有者等の承諾
- (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）で定める地域地区の区分
- (10) 工事施工者

2 条例第9条第1項に規定する規則に定める書類は、第4条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「書類」とあるのは、「書類及び申請に係る掲出物件の管理者が条例第9条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該管理者が滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面」と読み替えるものとする。

3 条例第9条に規定する申請書は、屋外広告物許可申請書（様式第3号）とする。

（許可期間）

第8条 条例第10条に規定する許可期間は、別表第1のとおりとする。ただし、条例の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置している場合は、当該許可期間を3分の2に短縮できるものとする。

2 条例第10条第2項ただし書に規定する規則で定める期間は、別表第1に定める許可期間に2を乗じた期間とする。

（許可の基準）

第9条 条例第11条に規定する規則で定める許可の基準は、別表第2のとおりとする。

（住所氏名変更届）

第10条 条例第12条の規定による届出は、住所氏名変更届出書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出が条例第9条第2項の規定の適用を受ける管理者の変更に係るものである場合にあつては、当該変更後の管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

（許可証票）

第11条 条例第13条第2項に規定する許可証票は、屋外広告物許可証票（様式第5号）とする。

（変更又は継続の許可申請）

第12条 条例第14条第1項の規定による改装又は改造の許可の申請は、屋外広告物変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請書には、第4条第2項第1号に規定する書類のほか、改装又は改造に係る同項第2号から第5号までに掲げる書類及び改装又は改造により新たに掲出物件の管理者が条例第9条第2項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、当該管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な改装又は改造は、次のとおりとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の塗替え（色彩及び意匠を変更しないものに限る。）、補強、修繕その他許可広告物等の管理上必要な行為
- (2) 広告物又は掲出物件の規模の縮小。ただし、色彩、意匠、形状、材料及び構造を変更する場

合は、市長がやむを得ないと認めるものに限る。

(3) 掲示板その他はり紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出するはり紙等のはり替え

(4) 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場等の営業又は催事の内容を表示する
広告物の定期的な取替え又は書換えで、表示者及び管理者の変更並びに表示面積の拡大がないもの

4 条例第14条第2項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書（様式第3号）によるものとする。

5 前項の申請書には、第4条第2項第1号に規定する書類及び当該申請に係る広告物又は掲出物件のカラー写真並びに当該申請が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。以下同じ。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件に係るものである場合にあっては、屋外広告物安全点検調書（様式第6号）を添付しなければならない。

6 前項の屋外広告物安全点検調書は、条例第9条第1項第2号に規定する管理者が作成したものでなければならない。

（除却届）

第13条 条例第17条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る広告物又は掲出物件の除却後の現況写真を添付しなければならない。

（違反広告物である旨の表示方法等）

第14条 条例第21条に規定する表示は、証票（様式第8号）を広告物又は掲示物件にはり付けることにより行う。

2 前項の証票は、広告物又は掲出物件の主たる表示の内容を損なわない箇所にはり付けるものとする。

（保管広告物等の公示の方法）

第15条 条例第22条第2項に規定する規則で定める公示の方法は、次のとおりとする。

(1) 条例第22条第1項各号に掲げる事項を2週間（条例第23条第1項第1号に該当する広告物については、2日間）市役所の掲示板に掲示すること。

(2) 条例第23条第1項第2号に該当する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を長浜市公報に登載すること。

2 条例第22条第3項に規定する規則で定める場所は、長浜市役所都市建設部都市計画課とする。

（保管広告物等の売却手続）

第16条 条例第23条第4項に規定する保管広告物等の売却に関する手続は、長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）の規定を準用する。

（受領書）

第17条 条例第24条に規定する受領書は、保管広告物等受領書（様式第9号）とする。

（広告物協定地区における認定の申請等）

第18条 条例第25条第1項に規定する規則で定める土地は、軌道、水路その他これらに類する土地とする。

2 条例第25条第1項の規定による広告物協定が適当である旨の市長の認定又は同条第3項の規定による広告物協定を変更する旨の市長の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書（様式第10号）に広告物協定書の写し及び広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書（様式第11号）を交付するものとする。

4 条例第25条第7項の規定による広告物協定を廃止する旨の市長の認定を受けようとする者は、広告物協定廃止認定申請書（様式第12号）に広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定廃止認定書（様式第13号）を交付するものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第26条第2項の規定による身分証明書は、立入検査員身分証明書(様式第14号)とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

種類	定義	許可期間
広告板及び広告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、又は建築物その他の土地に定着する工作物に固定されるもの	3年以内
立看板(スタンド型立看板を含む。)	工作物その他の物件に立て掛けられ、又は独立して立つもので、容易に移動させることができるもの	6月以内
広告旗(これを支える台を含む。)	工作物その他の物件に取り付けられ、又は独立して立つもので、容易に移動又は取り外すことができるもの	6月以内
はり紙(つり下げるものを含む。)	紙等を使用して作製されたもの、建築物その他物件にはりつけるもの	2月以内
はり札	板等にはり紙をはり、又は板等に直接印刷したもののうち、建築物その他の工作物等に取り付けられるもので、容易に取り外すことができるもの	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱等に取り付けて表示するもの	1年以内
アーチ広告物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、道路を横断して建植されるもの	3年以内
広告幕	建築物その他を利用して布又は網に広告内容を掲げて表示するもの	2月以内
アドバルーン	気球を掲揚し、又はその下に広告網をつけて表示するもの	1月以内
ぼんぼり	布又は木等の材料を使用して作製したもの又はこれに広告内容を添加して表示するもの	2月以内
電光掲示板	映像装置、可動式ポスター、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示内容を変えることができるもの	3年以内

注 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用するものとする。

別表第2 (第9条関係)

1 一般基準

- (1) 都市美及び自然美を損なわないよう表示し、かつ、面積、形状、意匠等を周辺のまちなみと調和させること。
 - (2) 色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。
 - (3) 後背地への眺望の妨げとならないよう配慮すること。
 - (4) 照明は、過剰な光量、照射範囲など、良好な景観を阻害しないこと。
 - (5) ネオンサイン又はイルミネーションにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする
- こと。
- (6) 容易に破損、損壊しない構造とするとともに、適正な維持管理に努めること。
 - (7) 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。

2 地域区分ごとの基準

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又はその掲出物件(以下「自家

用広告物」という。)。ただし、電柱の類を利用する広告物を除く。

地域区分	種類	規格等
第1種地域 (琵琶湖・余呉湖ゾーン)	全ての広告物	表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(同号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。)が定められている地域(以下「特定用途地域」という。)に所在するものには、適用しない。
	屋上広告物(建築物の上部に突出した階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物(以下「塔屋等」という。)の壁面、建築物の屋上又は建築物の屋上の工作物に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)	設置は許可しない。
	壁面広告物(建築物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。)(屋上広告物を除く。)	1 表示面積は、表示される壁面の面積(以下「壁面面積」という。)の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物(建築物の外壁面から突出して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物(木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地に建植されるものをいう。以下同じ。)	1 高さは、地上から10メートル以下であること。 2 幅は、4.5メートル以下であること。(特定用途地域を除く。) 3 表示面の地色は、次に掲げる日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法に規定する色相の区分に応じ、それぞれ次に定める同規格に規定する彩度とすること。ただし、広告物の面積の3分の1以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。 (ア) R, YR, Y:彩度10を超えないこと。 (イ) それ以外の色相:彩度8を超えないこと。
	電光掲示板	設置は許可しない。
第2種地域 (歴史・風致ゾーン)	全ての広告物	表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
	屋上広告物	設置は許可しない。
	壁面広告物	1 表示面積は、壁面面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、

		車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。
	電光掲示板	設置は許可しない。
第3種地域 (まちなか文化ゾーン)	全ての広告物	表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
	屋上広告物	設置は許可しない。ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があつてその高さを超えない場合、その壁面から2メートル以内にあるものは、壁面広告物とみなす。
	壁面広告物	1 表示面積は、壁面面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。
	電光掲示板	設置は許可しない。
第4種地域 (沿道田園ゾーン)	屋上広告物	1 高さは、建築物の高さから塔屋等の高さを除いた高さ(以下「建築物等の高さ」という。)の3分の2の範囲内であつて、かつ、5メートル以下とする。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 表示面積は、壁面面積が100平方メートル以内のときは、壁面面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 2 壁面面積が100平方メートルを超えるときは、壁面面積の5分の1以内であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。
	電光掲示板	1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、3平方メートル以下であること。 3 広告塔に表示する面積は、一面3平方メートル以下(複数面の場合6平方メートル以下)であること
	第5種地域 (沿道商業ゾーン)	屋上広告物
	壁面広告物	1 壁面面積が100平方メートル以内のときは、壁面面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 2 壁面面積が100平方メートルを超えるときは、壁面面積の5

		分の1以内であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	高さは、地上から20メートル以下（法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（以下「住居系用途地域」という。）にあつては、地上からの高さは、10メートル以下）であること。
	電光掲示板	1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、5平方メートル以下であること。 3 広告塔に表示する面積は、一面5平方メートル以下（複数面の場合10平方メートル以下）であること。
第6種地域 （その他）	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、20メートル以下（住居系用途地域にあつては、地上からの高さは、10メートル以下）とする。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 壁面面積が100平方メートル以内のときは、壁面面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 2 壁面面積が100平方メートルを超えるときは、壁面面積の5分の1以内であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	高さは、地上から20メートル以下（住居系用途地域にあつては、高さは、地上から10メートル以下）であること。
	電光掲示板	1 1事業所につき原則1個とする。 2 建築物に表示する面積は、5平方メートル以下であること。 3 広告塔に表示する面積は、一面5平方メートル以下（複数面の場合10平方メートル以下）であること。

(2) 自家用広告物以外の広告物

ア 自家用広告物以外の広告物（イ及びウを除く。）

地域区分	種類	規格等
第1種地域 （琵琶湖・余呉湖ゾーン）	全ての広告物	設置は許可しない。
第2種地域 （歴史・風致ゾーン）	全ての広告物	設置は許可しない。

第3種地域 (まちなか文化ゾーン)	屋上広告物	設置は許可しない。
	壁面広告物	1 表示面積は、壁面面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	設置は許可しない。
	野立広告物	設置は許可しない。
	電光掲示板	設置は許可しない。
第4種地域 (沿道田園ゾーン)	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、5メートル以下とする。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 壁面面積が100平方メートル以内のときは、壁面面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 2 壁面面積が100平方メートルを超えるときは、壁面面積の5分の1以内であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	設置は許可しない。
	電光掲示板	設置は許可しない。
第5種地域 (沿道商業ゾーン)	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、6メートル以下とする。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 壁面面積が100平方メートル以内のときは、壁面面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 2 壁面面積が100平方メートルを超えるときは、壁面面積の5分の1以内であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	設置は許可しない。
	電光掲示板	設置は許可しない。
第6種地域 (その他)	屋上広告物	1 高さは、建築物等の高さの3分の2の範囲内であって、かつ、20メートル以下(住居系用途地域にあつては、地上からの高さは、10メートル以下)とする。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	1 壁面面積が100平方メートル以内のときは、壁面面積の2分の1

		1 1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 2 壁面面積が100平方メートルを超えるときは、壁面面積の5分の1以内であること。 3 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	地上からの高さは20メートル以下（住居系用途地域にあつては、地上からの高さは、10メートル以下）であること。
	電光掲示板	設置は許可しない。

イ 道標、案内図板（案内内容が表示面積の40パーセント以上を占めている誘導目的の広告物）

地域区分	許可の基準	備考
第1種地域 （琵琶湖・余呉湖ゾーン）	1 表示面積は、一面3平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積は、一面5平方メートル以下とする。 4 表示面の地色は、次に掲げる日本産業規格のZ 8721に定める三属性による色の表示方法に規定する色相の区分に応じ、それぞれ次に定める同規格に規定する彩度とすること。ただし、広告物の面積の3分の1以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。 （ア） R、Y R、Y：彩度10を超えないこと。 （イ） それ以外の色相：彩度8を超えないこと。 5 同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、500メートル以上間隔をおくこと。	
第2種地域 （歴史・風致ゾーン）	1 表示面積は、一面3平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。 3 複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積は、一面5平方メートル以下とする。	
第3種地域 （まちなか文化ゾーン）	4 同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、500メートル以上間隔をおくこと。	
第4種地域 （沿道田園ゾーン）	1 表示面積は、一面5平方メートル以下であること。 2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。 3 5人以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積は一面15平方メートル以下とする。	
第5種地域 （沿道商業ゾーン）	4 個数は、同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、同一地域内に2個以下であること。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。	

（注）一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。

ウ 電柱の類を利用する広告物

地域区分	規格等	備考
第1種地域 （琵琶湖・余呉湖ゾーン）	設置は許可しない。	
第2種地域		

(歴史・風致ゾーン)		
第3種地域 (まちなか文化ゾーン)	1 巻付け広告物 (ア) 下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。	広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。
第4種地域 (沿道田園ゾーン)	2 袖付け広告物 (ア) 下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道にあっては地上から4.7メートル以上	
第5種地域 (沿道商業ゾーン)	で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。	
第6種地域 (その他)	(イ) 原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。	

様式第1号（第4条関係）

屋外広告物通知書
(表)

年 月 日

(あて先)
長浜市長 あて

通知者 所在地 〒

名称

代表者の氏名

印

電話() -

長浜市屋外広告物条例第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 種類	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他[]					
(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アトカールン <input type="checkbox"/> ぼんぼり <input type="checkbox"/> 電光掲示板					
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属[] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他[]					
4 表示(設置)期間	年 月 日～ 年 月 日(年・月間)					
5 表示(設置)に係る場所(区域)	長浜市	条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域	<input type="checkbox"/> 第4種地域 <input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域		
6 都市計画法で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域/第1種(第2種)中高層住居専用地域/第1種(第2種)住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業/商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業/工業/工業専用地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> その他[]					
7 担当部課名	電話() -					
	担当者					
8 別に管理者を定めた場合の管理者	住所氏名	電話() -				
9 工事施工者	住所氏名	電話() -				
	屋外広告業の登録番号等		年 月 日	滋賀県屋外広告業登録第 号		
※受付欄	※決裁区分	※決裁権者	※課員		※担当者	
※経過欄	了知した旨の通知		年 月 日	第 号		

(裏)

10

写 真 ち よ う 付 欄

(注)

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 3 該当する()内に印を付すこと。
- 4 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号（第6条関係）

屋外広告物届出書
(表)

年 月 日

(あて先)
長浜市長 あて

届出者 所在地 〒

名称

代表者の名称

印

電話() -

長浜市屋外広告物条例第8条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1種 類	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他[]					
(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等					
	<input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アトカールン <input type="checkbox"/> ぼんぼり <input type="checkbox"/> 電光掲示板					
2規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属[] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他[]					
4表示(設置)期間	年 月 日～ 年 月 日(年・月間)					
5建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6道路法による道路の占用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7道路交通法による道路の使用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
8表示(設置)に係る場所(区域)	長浜市		条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域	<input type="checkbox"/> 第4種地域 <input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域	
9都市計画法で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域/第1種(第2種)中高層住居専用地域/第1種(第2種)住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業/商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業/工業/工業専用地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> その他[]					
10管理者	住所氏名	印 電話() -				
11工事施工者	住所氏名	電話() -				
	屋外広告業の登録番号等	年 月 日	滋賀県屋外広告業登録第 号			
※受付欄	※決裁区分	※決裁権者	※課員	※担当者		
※備考	届出済番号	年 月 日	第 号			

(裏)

12

写 真 ち よ う 付 欄

(注)

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 3 該当する()内に印を付すこと。
- 4 ※欄は、記入しないこと。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。

様式第3号（第7条、第12条関係）

正

屋外広告物 許
可
変
更
許
可
継
続
許
可 申請書
(表)

年 月 日

(あて先)
長浜市長 あて

申請者 住所 〒

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

ふりがな

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに代表者印)

電話() -

長浜市屋外広告物条例 第 9 条
第 1 4 条第 項 の規定により、次のとおり申請します。

1 種類	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他 [] (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)					
	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> フォトバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり <input type="checkbox"/> 電光掲示板					
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	㎡	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属 [] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 []					
4 表示(設置)期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年・月間)					
5 建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法による道路の占用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7 道路交通法による道路の使用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
8 表示(設置)に係る場所(区域)	長浜市	条例上の地域区分 <input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域 <input type="checkbox"/> 第4種地域 <input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域	<input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域 <input type="checkbox"/> 第4種地域 <input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域	土地(物件)の所有者等の承諾	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 協議中	
9 都市計画法で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域 / 第1種(第2種)中高層住居専用地域 / 第1種(第2種)住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業 / 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業 / 工業 / 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> その他 []					
10 管理者	住所氏名	印 電話() -				
	資格等	<input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
11 工事施工者	住所氏名	電話() -				
	屋外広告業の登録番号等	年 月 日 滋賀県屋外広告業登録第 号				
※受付欄	※手数料 円	※決裁区分	※決裁権者	※課員	※担当者	
※許可条件						
※許可番号	年 月 日 長浜市指令屋広 第 号					

(裏)

12

写 真 ち よ う 付 欄

13許可番号等 新規の許可申請にあつては、記入する必要はありません。	許可番号	年 月 日 長浜市指令屋広 第 号
	許可期間	年 月 日～ 年 月 日(年・月間)

(注)

- 1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 条例第9条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が滋賀県屋外広告物条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
- 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
 - (3) 当該広告物又は掲出物件のカラー写真
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 5 該当する()内に印を付すこと。
- 6 ※欄は、記入しないこと。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

副

屋外広告物〔許
可〕
〔変更許可〕
〔継続許可〕申請書
(表)

年 月 日

(あて先)
長浜市長 あて

申請者 住所 〒
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
みりがな
氏名 (印)
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに代表者印)
電話() -

長浜市屋外広告物条例〔第 9 条〕
〔第 1 4 条第 項〕の規定により、次のとおり申請します。

1 種類 (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他[]					
	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等					
	<input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり <input type="checkbox"/> 電光掲示板					
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属[] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他[]					
4 表示(設置)期間	年 月 日～ 年 月 日(年・月間)					
5 建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法による道路の占用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7 道路交通法による道路の使用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
8 表示(設置)に係る場所(区域)	長浜市	条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域	<input type="checkbox"/> 第4種地域 <input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域	土地(物件)の所有者等の承諾	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 協議中
9 都市計画法で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域/第1種(第2種)中高層住居専用地域/第1種(第2種)住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業/商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業/工業/工業専用地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> その他[]					
10 管理者	住所氏名	(印) 電話() -				
	資格等	<input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
11 工事施工者	住所氏名	電話() -				
	屋外広告業の登録番号等	年 月 日	滋賀県屋外広告業登録第	号		

長浜市指令屋広 第 号
本件広告物(掲出物件)の表示(設置)を、長浜市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。

年 月 日

許可条件

(裏)

12

写真ちよう付欄

13許可番号等 新規の許可申請にあつては、記入する必要はありません。	許可番号	年月日 長浜市指令屋広 第 号
	許可期間	年月日～年月日(年・月間)

(注)

- 1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 条例第9条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、管理者が滋賀県屋外広告物条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
- 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
 - (3) 当該広告物又は掲出物件のカラー写真
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 5 該当する()内に印を付すこと。
- 6 ※欄は、記入しないこと。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第4号（第10条関係）

住所氏名変更届出書

年 月 日						
(あて先) 長浜市長 あて						
届出者 住所 〒 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) ふりがな 氏名 印 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに代表者印) 電話() -						
長浜市屋外広告物条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。						
許可番号等及び許可期間		年 月 日 長浜市指令屋広 第 号 年 月 日～ 年 月 日(年・月間)				
種類		<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他 []				
(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと)		<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アトマルン <input type="checkbox"/> ぼんぼり <input type="checkbox"/> 電光掲示板				
規模及び数量		地上高	縦	横	面数	面積
		m	m	m	面	㎡
表示(設置)に係る場所(区域)		長浜市				
変更事項	表示者等	住所	変更前	変更後	変更年月日	
		氏名	〒	〒	年 月 日	
	電話() -	電話() -				
管理者	住所	〒	〒	年 月 日		
	氏名	電話() -	電話() -			
	資格等	<input type="checkbox"/> 登録技数機関の技数合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許持所有者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 登録技数機関の技数合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許持所有者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日		
変更理由						
※受付欄		※課長	※課員		※担当者	
※備考						

(注)

- 1 管理者が条例第9条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 3 ※欄は、記入しないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第5号（第11条関係）
 その1 野立広告物用

10センチメートル以上	屋外広告物許可証票	
	許可年月日	年 月 日
	許可番号	長浜市指令屋広 第 号
	表示（設置）期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	管理者の住所及び氏名	電話 ()
15センチメートル以上		

その2 はり紙

1センチメートル	屋外広告物許可証票 長浜市指令屋広 第 号 長 浜 市
	1.5センチメートル

その3 その他の広告物用

5センチメートル	屋外広告物許可証票 長浜市指令屋広 第 号 年 月 日まで有効 長 浜 市
	6センチメートル

様式第6号（第12条関係）

屋外広告物安全点検調書

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	長 浜 市 指 令 屋 広 第 号
点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要	
表 示 面 （汚染、たい色、変色、塗料等のはく離、破損等）	有・無		
主 要 部 材 （変形、腐食、劣化等）	有・無		
ボルト、ナット、ビス等 （緩み、さび、破損等）	有・無		
溶接、支持、取付部分等 （亀裂、変形、腐食等）	有・無		
ネオン、照明装置等 （ちらつき、無点灯等）	有・無		
その他点検した箇所 （ ）	有・無		
点 検 日	年 月 日		
作 成 者 （ 管 理 者 ）	住 所 〒 氏 名	⑩ 電話() -	
※受 付 欄			
※備 考			

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※欄は、記入しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第7号（第13条関係）

屋外広告物除却届出書

年 月 日

(あて先)
長浜市長 あて

届出者 住所 〒

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

ふりがな

氏名



(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに代表者印)

電話() -

長浜市屋外広告物条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可、通知又は届出の番号等	年 月 日 長浜市指令屋広 第 号					
種類 (直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他[] <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アトナルン <input type="checkbox"/> ぼんぼり <input type="checkbox"/> 電光掲示板					
規模及び除却数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属[] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他[]					
表示(設置)期間	年 月 日～ 年 月 日(年・月間)					
表示(設置)に係る場所(区域)	長浜市					
※受付	※課長	※課員			※担当者	
※備考						

(注)

- 1 当該広告物又は掲出物件の除却後の現況写真を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 3 該当する()内に印を付すこと。
- 4 ※欄は、記入しないこと。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

違反広告物

年 月 日

この屋外広告物は、長浜市屋外広告物条例に違反しています。

長浜市

連絡先

長浜市都市建設部都市計画課

電話

（注） 外枠は、赤色とする。

保管広告物等受領書

年 月 日

（あて先）

長浜市長 あて

受領者 住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

ふりがな
氏 名



（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに代表者印）

下記のとおり保管広告物等の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 保管広告物等	整理番号等	
	種 類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

（注）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

広告物協定認定申請書（新規・変更）

年 月 日

（あて先）
長浜市長 あて

申請者 住所 〒

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

ふりがな

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに代表者印）

電話（ ） -



長浜市屋外広告物条例第25条第1項（第3項）の規定により、次のとおり申請します。

代表者の住所及び氏名		
協定の名称		
協定の概要	協定地区の地名及び地番	
	協定地区の面積	
	屋外広告物等の基準	
	協定の有効期間	
土地の所有者等の人数		
協定参加者の人数		

様式第11号（第18条関係）

広告物協定認定書

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで認定の申請があった広告物協定については、長浜市屋外広告物条例第25条第1項(第3項)の規定により、次のとおり認定します。

認定番号	
協定の名称	
協定地区の地名及び地番	
協定地区の面積	
協定の有効期間	

広告物協定廃止認定申請書

年 月 日

（あて先）
長浜市長 あて

申請者 住所 〒

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

ふりがな

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに代表者印）

電話（ ） ー



長浜市屋外広告物条例第25条第7項の規定により、次のとおり申請します。

代表者の住所及び氏名	
協定の名称	
土地の所有者等の人数	
協定廃止合意者の人数及び割合	
廃止の理由	
廃止年月日	

様式第13号（第18条関係）

広告物協定廃止認定書

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで認定の申請があった広告物協定については、長浜市屋外広告物条例第25条第7項の規定により、次のとおり認定します。

認定番号	
廃止認定年月日	
協定の名称	
備考	

立入検査員身分証明書
(表)

6センチメートル	第 号
	屋外広告物立入検査員証
	所 属 氏 名
	上記の者は、長浜市屋外広告物条例第26条第1項に規定する立入検査員であることを証明します。
	年 月 日 長浜市長
	9センチメートル

(裏)

6センチメートル	長浜市屋外広告物条例抜粋
	(立入検査) 第26条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地及び建物に立ち入らせ、広告物若しくは掲出物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
	9センチメートル